

# 地域コミュニティと外国人

名古屋人権擁護委員連絡協議会

大橋 勝

# 令和元年度・啓発活動重点目標

- ①子どもの人権を守ろう
- ②男女共同参画社会を目指そう
- ③高齢者の人権を守ろう
- ④障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- ⑤同和問題に対する理解を深めよう
- ⑥インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ⑦拉致問題の解決を含めた北朝鮮当局の人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑧大震災に起因する偏見や差別から被災者の人権を守ろう
- ⑨外国人の人権問題に対する理解を深めよう
- ⑩セクシャルマイノリティーに対する偏見や差別をなくそう



# 障害者差別解消法

## 2016(H28)年4月施行

- ◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることが目的。
- 障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけない。
- 筆談や読み上げなどの配慮が求められる。

(内閣府発行「障害者差別解消法が制定されました」リーフレットより抜粋)

# ヘイトスピーチ解消法

2016(H28)年6月施行

## ◎ヘイトスピーチとは

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動

※「〇〇人は出ていけ」「祖国へ帰れ」「〇〇人は殺せ」  
「〇〇人は海へ投げ込め」

(法務省ホームページより引用)



# 部落差別の解消の推進に関する法律

## 2016(H28)年12月施行

- ▶ ◎現在も部落差別が存在することを認め、情報化の進展に伴う状況の変化を踏まえながら、部落差別のない社会の実現を目的とした法律
- ▶ **部落差別解消推進法の主な内容**
- ▶ ①国や地方公共団体の責務を明らかにする。
- ▶ ②部落差別の相談体制を充実させる。
- ▶ ③部落差別を解消するための必要な教育及び啓発を行う。
- ▶ ④国は部落差別の解消のため地方公共団体と協力して部落差別の実態の調査を行う。

# 差別意識の現実

- ① 国籍による差別
- ② 宗教による差別
- ③ 障害者に対する差別

👉 ワンルームマンションの建設に伴う様々な人々の転居



# 介護現場で働く外国人の増加

## 新たな在留資格「特定技能」

- ①介護業界では、2025年度に34万人の労働力不足に。
- ②新たに創設された「特定技能」では、「入国前に課される。日本語試験」と「介護日本語評価試験」に受ければ「即戦力」として現場に。

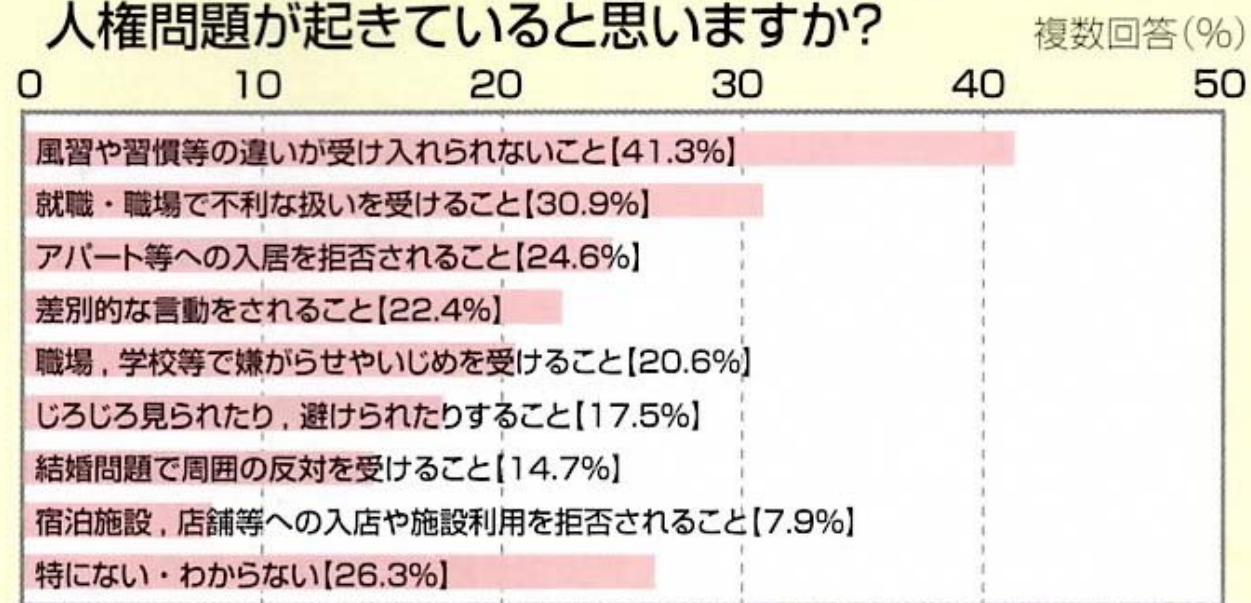
(2019年5月31日中日新聞より)

# 外国人に関する人権問題



啓発冊子  
「私たちの身近にある  
ヘイトスピーチ」

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から  
日本に居住している外国人に関し、現在、どのような  
人権問題が起きていると思いますか？





# 日本人の習慣の取り入れ

## ○港区 インドカレー店

- ①インドにモーニングという習慣はない。
- ②客がモーニングを求めた。
- ③地元住民が集まるようになった。

(2019年6月19日中日新聞より)

# 外国人による教育改革への理解

## ○インド出身区議の挑戦

- ①小学校5年生から地元の公小中学校に。
- ②PTA活動・自治会活動にも積極的に参加。
- ③公立学校も国際色豊かに。

(2019年6月9日中日新聞より)



## 外国人とともに活動

### ○防災訓練に参加するブラジル人（岡崎市）

- ①教会を中心に草の根交流。
- ②一緒にブラジル料理を楽しむ交流。
- ③災害時は住民同士が助け合うことが大切。

＜消火器の訓練、コップづくり＞

（2019年6月17日中日新聞より）

## まとめ（外国人への対応）

- ①風習や習慣の違いを認める。
- ②外国人の改善意見を受け入れる。
- ③とともに活動するように心がける。
- ④差別的な言動をしない。

（ヘイトスピーチ）

※「通じないのは言葉ではなく心」